

趣旨

この規定は、公益社団法人高知県看護協会が運営する高知県ナースセンターの業務を適切に運営するために必要な事項を定めたものです。

第1 求人

1. 本所は、看護職に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申し込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス、電子メール又はeナースセンター（無料の求職・求人サイト）から直接お申し込み（登録）ください。
3. 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

1. 本所は、保健師助産師看護師法による免許有資格者、及び准看護師の求職者があれば、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。又は、eナースセンター（無料の求職・求人サイト）から直接お申し込み（登録）ください。日雇いの又は臨時的な労働に従事することを希望される場合も同様にお申し込みください。

第3 紹介

1. 求職の方には、そのご希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、できるだけお世話いたします。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者をできるだけお世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示できないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、希望により紹介状を発行しますからその紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. 一旦、求人・求職の申し込みを受けた以上、責任を持って紹介にあたります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟の罷業又は作業閉鎖の行われている間は 求人者に紹介をいたしません。

第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応します。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
5. 本所の業務の取扱職種の範囲等は、保健師、助産師、看護師、准看護師です。
6. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。